

計 画 期 間  
平成28年度～平成37年度

# 東松島市肉用牛生産近代化計画書

平成28年3月

宮城県東松島市

## 目 次

I	肉用牛生産の近代化に関する方針	1
1	肉用牛生産を支える多様な担い手の確保、育成	
2	飼養頭数の確保	
3	自給飼料基盤に立脚した畜産経営体の育成	
4	流通飼料の安定的な供給	
5	家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進	
6	家畜改良の推進と新技術の普及	
7	畜産物の安全、安心の確保及び食育の推進	
8	畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化	
II	肉用牛の飼養頭数の目標	3
III	肉用牛経営の改善の目標	3
IV	肉用牛の飼養規模の拡大のための措置	4
V	飼料の自給率の向上に関する事項	5
1	飼料の自給率の向上と需要見込み量	
2	具体的措置	
VI	肉用牛の共同出荷の流通の合理化のための措置	5
1	肉用牛(肥育牛)の出荷先	
2	肉用牛の流通の合理化	
VII	その他肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	6
1	担い手の育成と労働負担の軽減のための措置	
2	畜産クラスターの推進方針	

## **I 肉用牛生産の近代化に関する方針**

東松島市は、太平洋に面しながら、内陸部に肥沃な田園が広がる自然環境に恵まれた沿岸都市である。畜産業は、基幹産業である水稻を主とした農業の複合経営の中で営まれており、本市の農業経営において、重要な位置を占めている。

今般、畜産経営を取り巻く環境は、飼料価格の高騰や子牛価格の高止まり、東日本大震災に伴う放射能問題等、以前として厳しい状況が続いている。

また、発効を控える環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）においては、畜産分野の大幅な関税削減が決定しており、飼養者の高齢化、担い手不足により弱体化している経営基盤の強化は、喫緊の課題となっている。

このような中、これらの課題を解決し、将来にわたって畜産がその役割を果たしていくためには、経営体個々の主体的な取り組みは勿論のこと、行政機関や地域の関係者が一体となって「人（担い手と労働力の確保）、牛（飼養頭数の確保）、飼料（飼料費の低減と安定供給）」それぞれの視点から生産基盤強化に取り組んでいくことが重要である。

このため、以下の項目に基づき各種の取り組みを行いながら、高品質で低コストかつ生産性の高い肉用牛の生産の振興を図ることとする。

### **1 肉用牛生産を支える多様な担い手の確保、育成**

- (1) 畜産経営の中で、より女性が畜産経営に参画できるよう、環境整備を進めるとともに、高齢化社会に対応すべく高齢者が持つ経験に基づく飼養管理技術を活用するため、経験豊富な高齢者の畜産経営への参加を促進する。また、後継者を含めた新規就農者を確保及び育成するため、関係機関及び団体と連携した就農相談等の支援を積極的に行う。
- (2) 畜産経営における担い手を明確化し、施策の集中、重点化を行い、競争力の高い生産構造を確立する。
- (3) 作業の外部委託化を推進するため、コントラクターやヘルパー等の普及及び定着を図る。

### **2 飼養頭数の確保**

- (1) 小規模な畜産農家の飼養頭数拡大のため、市補助金等の活用により、増頭による経済的負担の軽減を図る。
- (2) 畜産クラスター事業等を活用し、畜産規模の拡大を目指す畜産農家への低コスト牛舎等施設や生産管理用機械等の整備を進める。

### **3 自給飼料基盤に立脚した畜産経営体の育成**

- (1) 耕畜連携を図り、水田の活用により自給粗飼料生産を進め、稲わらの飼料利用や良質な完熟堆肥の供給と農地還元の取り組みを推進する。
- (2) 既存草地の有効利用と遊休未利用地、耕作放棄地等の活用により、自給粗飼料の増産を図る。

### **4 流通飼料の安定的な供給**

- (1) 低コストかつ高品質な配合飼料の安定的な供給を図るため、いしのまき農業協同組合等と配合飼料の流通や給与等に関する情報を共有して、適時、適切に飼養

者へ情報提供を行う。

- (2) 飼料自給率の向上や経営コストにおける飼料費の低減を図る観点から、未利用資源でもある食品残渣の飼料化についての技術情報を取り込み、普及を図る。

## 5 家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進

- (1) 家畜排せつ物処理法等に基づく適正な管理を基本に、堆肥の有効利用を進めていくため、土壌改良材や化学肥料の代替資材としての活用を推進する。
- (2) 国が策定した「環境規範」の遵守を通じ、家畜排せつ物の適正な管理を一層推進するとともに、耕種農家も含めた農業者の環境保全に向けた取り組みを推進する。

## 6 家畜改良の推進と新技術の普及

- (1) 肉質や増体性の向上及び分娩間隔の短縮を図る。
- (2) 受精卵移植や核移植技術等の新技術の積極的な活用を図るため、技術情報の取り組み、共有化を推進する。
- (3) 市優良家畜導入資金貸付事業等の種畜導入制度を活用し、優良種畜の導入を進め、市内で優良子牛の保留を積極的に推進する。
- (4) 平成29年度に本県で開催される全国和牛能力共進会宮城大会での上位入賞を目指し、市補助金等を活用し、宮城県肉用牛改良プランに基づく肉用牛改良を推進する。

## 7 畜産物の安全と安心の確保及び食育の推進

- (1) 口蹄疫等の海外悪性伝染病の発生と蔓延防止を図るため、危機管理体制を充実、強化推進するとともに、「飼養衛生管理基準」の遵守により、侵入防止対策の徹底を図る。
- (2) 家畜伝染性疾病の発生予防及び畜産物の生産性向上のため、ワクチン接種等の自衛防疫活動の支援を行う。
- (3) 教育機関等と連携し、学校給食の場等を活用しながら、子供たちやその保護者を対象とした食育を推進する。

## 8 畜産クラスター（※）の取組等による畜産と地域の活性化

畜産クラスターの継続的な推進により、畜産農家、流通、加工業者、いしのまき農業協同組合等の地域の関係者の連携と協力を通じて、地域全体で畜産の収益性の向上を目指します。畜産クラスターの取組は、成果の波及効果が得られるように協議会で十分議論してクラスター計画を作成し、事業推進する。

### ※畜産クラスター

畜産農家と地域の畜産関係者（流通加工業者、農業団体、行政等）がクラスター（ぶどうの房）のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。

## II 肉用牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在（平成25年度）								目標（平成37年度）							
		肉専用種				乳用種等				肉専用種				乳用種等			
		肉用牛総頭数	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	肉用牛総頭数	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
東松島市	全域	頭 696	頭 267	頭 272	頭 157	頭 696	頭 0	頭 0	頭 0	頭 537	頭 252	頭 226	頭 59	頭 537	頭 0	頭 0	頭 0
合計		696	267	272	157	696	0	0	0	537	252	226	59	537	0	0	0

- (注) 1 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。  
 2 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ  
 3 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

## III 肉用牛経営の改善の目標

### 1 肉用牛経営方式

#### (1) 肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要										生産性指標													
	飼養形態					牛					飼料					人								
	飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト 子牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	労働 子牛1頭当たり飼養労働時間	経営					
黒毛和種複合経営	家族	10	単房式	肉用牛ヘルパー	分離給与	(ha) 1.3	ヶ月 12.5	ヶ月 23.5	ヶ月 8.5	kg 285	kg 混播牧草 3,240 飼料用トウモロコシ 4,620	ha 6	生産組織	稲WCS飼料用米	% 100.0	% 65.4	割 経営内9割 経営外1割	円(%) 378,090 (95)	hr 88	hr 733	万円 500	万円 315	万円 185	万円 154

#### (2) 肉牛用（肥育、一貫）経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要					生産性指標																	
	飼養形態			牛					飼料					人									
	飼養頭数	飼養方式	給与方式	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト 肥育牛1頭当たり費用合計(現状平均規模との比較)	労働 牛1頭当たり飼養労働時間	経営					
黒毛和種肥育経営	家族	51	牛房群飼	分離給与	ヶ月 8.5	ヶ月 26.0	ヶ月 18.0	kg 740	kg 0.95	kg 混播牧草 3,240 飼料用トウモロコシ 4,620	ha 3	生産組合	稲WCS飼料用米	% 100.0	% 15.6	割 経営内6割 経営外4割	円(%) 482,488 (92)	hr 20	hr 1,020	万円 3,336	万円 3,064	万円 272	万円 163

(注) 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないもの。

## IV 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

### 1 肉用牛

#### (1) 地域別肉用牛飼養構造

	地域名		① 総農家 数	② 飼養農 家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数								
						総数	肉専用種			乳用種等				
							計	繁殖雌 牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	
肉 専 用 種 繁 殖 経 営	東松島市	現在	戸 1,990	戸 36	% 1.8	頭 424	頭 424	頭 267	頭 -	頭 157	頭 0	頭 0	頭 0	
		目標		32		311	311	252	-	59	0	0	0	
	合計	現在	1,990	36	1.8	424	424	267	-	157	0	0	0	
		目標		32		311	311	252	-	59	0	0	0	
	肉 専 用 種 肥 育 経 営	東松島市	現在	1,990	7	0.4	272	272	-	272	-	0	0	0
			目標		5 ( 3 )		226	226	- ( - )	226 ( 70 )	-	0	0	0
合計		現在	1,990	7	0.4	272	272	-	272	-	0	0	0	
		目標		5 ( 3 )		226	226	- ( - )	226 ( 70 )	-	0	0	0	

(注) ( ) 内には、一貫経営に係る分（肉専用種繁殖経営、乳用種及び交雑種育成経営との複合経営）について内数を記入。

#### (2) 肉用牛の飼養規模の拡大と生産性向上のための措置

本市の肉用牛経営は、繁殖農家と肥育農家に分かれ、一貫経営を行っている経営体は少ない。また、いずれも高齢者等による労働力が脆弱な小規模経営体が大多数を占めている。このような中で、肉用牛の安定的な経営及び振興を図るため、後継者たる担い手の育成や作業の外部委託、設備等の導入による作業の効率化を行うことにより、労働時間の短縮と所得の向上を目指す。

##### ① 肉専用種繁殖経営

経営規模の拡大や生産コストの低減、省力化に向け、家畜導入や低コスト牛舎、機械設備用の整備を支援する。

また、県種雄牛を活用した肉用牛の効率的な改良を推進するとともに、優良種畜の市内保留を積極的に推進し、生産性の向上を図る。

##### ② 肉専用種肥育経営

新規参入者や肥育部門を新たに導入する繁殖農家等への技術指導や低コスト牛舎等の整備を支援する。

また、県種雄牛の優良産子の積極的な活用を進めるとともに、固体能力や肥育ステージに応じた飼養管理や適期出荷による肥育期間の短縮等の推進を図る。

## V 飼料の自給率の向上に関する事項

### 1 飼料の自給率の向上と需要見込み量

		現 在	目 標（平成 37 年度）
飼料自給率	肉用牛	39.9%	100%
飼料作物の作付延べ面積		100ha	558ha

### 2 具体的措置

- (1) 農地の集積や団地化を進め、農地の効率的な利用を図るとともに、平成 37 年度までに飼料作付面積 558ha を目標とする。
- (2) 耕畜連携を推進し、稲発酵粗飼料作付面積 4ha、飼料用米作付面積 108ha を目標とする。
- (3) 飼料用稲専用品種の普及及び利用拡大や栽培マニュアルに基づく指導等により単収の向上を図り、関係機関等を連携して、市内の稲発酵粗飼料及び飼料用米の需要量拡大を図る。
- (4) 既存草地や転作水田における放牧について、本市の地勢条件等を勘案しながら、拡大と推進について検討する。

## VI 肉用牛の共同出荷の流通の合理化のための措置

### 1 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区分	現在（平成25年度）						目標（平成37年度）					
		出荷頭数 ①	出荷先				②/①	出荷頭数 ①	出荷先				②/①
			県内			県外			県内			県外	
			食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他				食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他		
	肉専用種	頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	%
	乳用種	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0
	交雑種	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0
合計	肉専用種	108	44	0	0	64	40.7	90	37	0	0	53	41.1
	乳用種	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0
	交雑種	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0

(注) 食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 4 条第 1 項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

### 2 肉用牛の流通の合理化

公正な価格形成の実現のため「みやぎ総合家畜市場」の活用を推進し、家畜取引の大量化及び広域化に対応するため、系統出荷を実現する。また、市内及び経営内における繁殖から肥育までの一貫生産を進めるため、子牛の市内及び経営内保留を推進する。

## **Ⅶ その他肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項**

### **1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置**

飼料価格の高騰等による厳しい経営環境や発効を控える環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への不安を背景に、担い手の高齢化や後継者不足等による廃業が増加し、肉用牛生産の飼養戸数は減少が続いている。市内では、平成２２年度から平成２６年度まで４年間で、肉用牛飼養戸数が１４％、総飼養頭数が２３％減少しており、１戸あたりの飼養戸数が伸びない中、飼養戸数の減少は総飼養頭数の減少を招いている。

飼養戸数の減少を抑制するためには、後継者による継承や新規参入を促すとともに、経営資産を後継者や若年層に円滑に継承することが重要である。

これら新規就農者等への飼養や経営管理に係る技術及び知識の習得について、生産者、いしのまき農業協同組合等の協力を得ながら、知識と経験の継承を進める。

また、畜産農家の休日の確保や疾病時の経営継続等のために労働力を提供するヘルパーについては、既存の畜産農家同士の助け合いを尊重しながら、東松島市畜産振興協議会と連携し、その活用が不可欠な家族経営に対する利便性の向上を図る。

給餌ロボット等省力化機械の導入については、経営体の飼養形態や飼養規模に応じて、計画的な省力化機械の導入を推進するとともに、これらの技術等の導入と普及に対応した新たな飼養管理の方法について指導及び普及を図る。

### **2 畜産クラスターの推進方針**

肉用牛生産は、畜産農家が畜産物を生産するだけでなく、飼料等を購入し、生産者された畜産物を処理や加工することにより、消費者に畜産物が届けられる仕組みとなっており、地域経済と密接に関連していることから、その生産基盤の弱体化は地域の弱体化に影響する重要な問題である。

そのため、畜産農家だけではなく、関係者が連携及び協力することにより、畜産の生産基盤を安定させることが重要である。畜産の生産基盤の安定化を図る推進目標として、担い手の育成と労働負担の軽減、飼養頭数の減少への対応、飼料生産基盤の確立を柱と掲げ、畜産クラスター協議会と連携し、この目標達成のための取組を支援する。